

具体的かつ詳細な随意契約理由について(業務委託)

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和8年度大阪市城東区こどもの登校・学習支援事業業務委託	その他	株式会社トライグループ	8,925,840円	令和8年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
2	令和8年度大阪市城東区不登校児童生徒支援事業業務委託	その他	株式会社トライグループ	7,414,682円	令和8年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
3	令和8年度 城東区広報誌「ふれあい城東」企画・編集業務委託	印刷・デザイン	株式会社ブンカ	6,745,200円	令和8年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
4	令和8年度城東区広報誌「ふれあい城東」全戸配布業務委託(概算契約)(4月号及び5月号)	梱包・発送	読売中央販売株式会社	2,178,000円	令和8年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	G26	—
5	城東区役所外1施設 電気工作物保守点検業務他12件【包括的業務委託】(令和8年度分)	その他	日本管財株式会社	28,123,700円	令和8年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
6	大阪市城東区における新たな地域コミュニティ支援事業業務委託	その他	株式会社KEG キャリア・アカデミー	49,532,400円	令和8年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
7	地域福祉支援事業(ソーシャルインクルージョン推進事業～地域全体で考え支えあう地域福祉システムの構築～)	その他	社会福祉法人大阪市城東区社会福祉協議会	27,138,000円	令和8年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	—
8	令和8年度城東区複合施設から排出する産業廃棄物収集運搬及び処分業務委託(概算契約)	廃棄物処理	株式会社ジェイ・ポート	459,800円	令和8年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号	少額随意契約	—

【 地方自治法施行令第167 条の2 第1項各号に該当する随意契約理由 】(以下参照)

<https://www2.keiyaku.city.osaka.lg.jp/help/download/zuikeiriyuu.pdf>

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度大阪市城東区こどもの登校・学習支援事業

2 契約の相手方

株式会社トライグループ

3 随意契約理由

本業務は、不登校のこどもの支援等に関し、高度で専門的な技術力が求められ、契約相手方の持てる能力や経験によって事業成果に相当の差異が生じると認められる。そのため、事業体としての過去の実績におけるノウハウや企画力を活かしながら、企画段階から学習習慣の形成や基礎学力の向上および再登校を含む社会的自立支援という目的に合致した事業内容としていくことを重要視しており、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいため、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定委員会において意見を聴取した結果、株式会社トライグループが契約相手方として最適であるとのことであり、その意見を踏まえ、株式会社トライグループと地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

城東区役所 保健福祉課（子育て教育） （電話番号 06-6930-9065）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度大阪市城東区不登校児童生徒支援事業

2 契約の相手方

株式会社トライグループ

3 随意契約理由

本業務は、不登校のこどもの支援等に関し、高度で専門的な技術力が求められ、契約相手方の持てる能力や経験によって事業成果に相当の差異が生じると認められる。そのため、事業体としての過去の実績におけるノウハウや企画力を活かしながら、企画段階から学習習慣の形成や基礎学力の向上および再登校を含む社会的自立支援という目的に合致した事業内容としていくことを重要視しており、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいため、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定委員会において意見を聴取した結果、株式会社トライグループが契約相手方として最適であるとのことであり、その意見を踏まえ、株式会社トライグループと地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

城東区役所 保健福祉課（子育て教育） （電話番号 06-6930-9065）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 城東区広報誌「ふれあい城東」企画・編集業務委託

2 契約相手方

株式会社ブンカ

3 随意契約理由

区広報誌の企画・編集は、誌面構成や記事レイアウト、誌面の向上にかかる提案など専門性・創造性を要する業務であるため、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいことから、企画競争方式（プロポーザル方式）により契約相手方を決定することとした。

企画競争方式（プロポーザル方式）で最も優れた作品を提案した事業者にデザイン委託することとし、外部審査委員による選定委員会において審査の結果、総合得点が最も高かった株式会社ブンカと地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

城東区役所 総務課（総合企画） （電話番号 06-6930-9091）

随意契約理由書

1 案件名称

令和 8 年度城東区広報誌「ふれあい城東」全戸配布業務委託（概算契約）（4 月号及び 5 月号）

2 契約相手方

読売中央販売株式会社

3 随意契約理由

当初、年間契約として一般競争入札を行い、1 社から応札があったが予定価格超過であった。契約履行実績を有することを適正等審査内容から削除し、契約履行実績を求めない 2 回目の入札を行ったものの、2 社から応札があったが再度予定価格超過により不調となった。

予定価格を再設定し、再度一般競争入札に付する予定であるが、契約請求から業者決定までには、約 2 ヶ月要するため、履行開始を 6 月 1 日にする必要がある。

しかしながら、広報誌の 4 月号は 4 月 1 日から全戸配布を行うため、3 月中に業者決定しなければならない。よって、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号（競争入札に付することが不利と認められるとき）を適用し、4 月 1 日から 5 月 31 日までの期間については、現に契約履行中の読売中央販売株式会社と特名随意契約を行う

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

5 担当部署

城東区役所 総務課（総合企画）（電話番号 06-6930-9091）

随意契約理由書

1 案件名称

城東区役所所管施設 保守点検・修繕等 包括的業務委託 長期継続

2 契約相手方

日本管財株式会社

3 随意契約理由

城東区役所が所管する施設における保守点検業務や修繕業務は、日常的に施設を利用する市民の利便性や安全性を確保するため、適切かつ確実に実施する必要がある。

施設管理にかかる適切な点検の実施や緊急対応並びに施設の修繕等については、中央監視設備と空調設備といった相互に関連する設備の不具合に対して総合的に対応できる幅広い技術力、停電や設備の故障時に対する対応、設備の劣化や故障状況に応じた修繕提案など、施設を維持管理するための総合的かつ高度で専門的な技術力や知識が求められる。また、点検実施については、複数の施設で多種多様な点検を実施するため、円滑に履行期限内に実施する効率性や経費の縮減を考慮した内容が求められるほか、法改正等にも適時対応しなければならないものである。

これらの業務を円滑に実施していくためには、契約相手方の決定にあたり、実施事業者及び配置予定技術者の実績・経験・能力をはじめ、緊急時を含めた業務実施体制、良好な施設管理に資する方策、保守点検等の業務を効率的・効果的に実施する方策などを客観的に評価したうえで、実施事業者とする必要があることから、本業務の性質及び目的が競争入札に適さない。

以上の理由から、本業務委託の実施事業者の選定には、企画競争方式を採用した。

学識経験者等の意見を聴取する選定委員会において意見を聴取した結果、日本管財株式会社の評価点が基準点をこえており、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、同社と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

城東区役所 総務課（総務） （電話番号 06-6930-9625）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市城東区における新たな地域コミュニティ支援事業業務委託【長期継続契約】

2 契約の相手方

(株) K E G キャリア・アカデミー

3 随意契約理由

中間支援組織（まちづくりセンター）を活用し、民間事業者の柔軟な発想により地域活動協議会の自律運営にかかる積極的支援等を行うことにより、コミュニティ豊かで大きな公共を担う活力ある地域社会づくりを実現することを本業務委託の目的としており、まちづくりセンターの運営や支援手法の適格性、独創性がより重要であるため、その性質・目的が価格競争による入札に適さないため、随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

城東区役所 市民協働課（電話番号 06-6930-9734）

随意契約理由書

1 案件名称

地域福祉支援事業（ソーシャルインクルージョン推進事業～地域全体で考え
支えあう地域福祉システムの構築～）

2 契約の相手方

社会福祉法人大阪市城東区社会福祉協議会

3 随意契約理由

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（G：該当なし）

本事業は、「社会的弱者を社会から排除するのではなく、地域社会の中でともに助け合って生きていく」というソーシャルインクルージョンの考え方のもと、全ての住民が住みなれた地域で自分らしく、安心して暮らせる地域づくりのために、地域の団体や企業、施設、学校等と連携を図り、平常時よりつながりを深めながら災害時に備えるとともに、地域の実情に応じた課題を解決できる地域福祉システムの構築をめざしていくものである。

具体的には、

（1）災害時要配慮者支援事業

各校下に配置している「地域サポーター」が中心となって、地域における要配慮者の情報収集、リスト作成、実態把握、地域自主防災組織とともに要配慮者の避難支援システムを構築する。

（2）地域の特色ある福祉の取組支援事業

各校下に配置している「推進コーディネーター」を中心に、地域の実態を踏まえた特色ある福祉の取組支援を行う。

また区地域福祉プランの着実な実現のため、定期的に地域の福祉の取組状況に関する共有を行い、良好な取組事例の横展開を進めるなど、区の地域福祉全体のレベルアップを進める。

（3）新たな地域福祉活動支援事業

新たな地域福祉活動及び災害時要配慮者支援を促進する「地域福祉活動支援コーディネーター」を配置し、事業展開を図る。特に府市が進めている「スマートエイジング・シティの理念にもとづいたまちづくり」を推進している森之宮地域において、産官学医の多様な主体と健康寿命延伸等福祉のまちづくりに関する先導的な取組みを実践していく。また大阪公立大学と、地域の活性化及び人材育成に資する「域学連携」を促進するなど持続可能で創造的な地域共生社会の構築をめざす。

また、高齢者のみならず障がいをお持ちの方が、住み慣れた地域で社会の

一員として暮らしていけるように平時から地域と顔の見える関係を築いていける支援を行う。加えて区内の医療機関や大学など地域資源を活かした活動を促進し、地域住民の福祉と健康の増進につなげる。

以上大きく3つの事業を行うこととしている。

このように、これらの事業は地域を基盤にしてさまざまな支援を行うもので、地域資源の活用・地域住民の協力がなければ実現できないものであることはもとより、区内や地域の福祉課題を把握し、行政と地域との「中間支援機能」を有するとともに福祉分野における専門的知識やノウハウが求められる。さらに地域住民や地域における様々な団体、社会福祉施設等との間に信頼関係が求められる。そのためには、受注者が様々な地域支援や福祉事業の企画実施に関する実績等を有していることが必要である。

一方、区の社会福祉協議会は大阪市と連携して各種の地域福祉事業を行っており、地域福祉に関する豊富なノウハウを持っている。さらに、各地域の既存の地域福祉活動の取組内容・活動団体・ボランティアのネットワーク等や大阪市の地域福祉施策・制度に精通していることに加え、地域福祉アクションプラン策定段階から合同事務局として参画してきていることから、各地域の既存の地域福祉活動との連携・調整を効果的・効率的に行なえる団体である。地域福祉推進の取組の過程で取り扱う区民の個人情報保護に関して信頼できることも同協議会の重要な要素である。平成26年4月には、区役所との間に地域福祉活動の支援にかかる連携協定書を締結しており、行政と社協の役割を明確にしたパートナーシップを構築し、協働して地域福祉の推進を図っている。また、大阪市が実施している「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」は、福祉局が、区の社会福祉協議会を地域福祉推進における経験と実績を有した唯一の団体として指定し、特名随意契約を結び業務委託しており、この事業との連携・協働も必要となっている。

このことから、事業を一体的に実施するにあたっては、社会福祉法に基づいて設立され、「地域福祉の推進」に区役所とともに取組むとともに、本事業の委託するにあたり、いたずらに経費面のみをもって、契約の相手方を選定することは、事業の推進にあたって必要となる各地域の既存の様々な地域福祉活動との連携や調整等が困難となるばかりではなくひいては「城東区地域福祉プラン」の着実な実現に支障が出るのが危惧される。

前述のとおり区社会福祉協議会は、当区と協働して活動を行っており、組織された目的から、地域の課題解決のため、地域住民や地域における様々な団体、社会福祉施設等地域における社会資源の「プラットフォーム」としてネットワークを有し、連携・協働を行ってきた経験と実績を有する、本事業の実施目的を満たす区内唯一の団体であり、本事業の目的に添った事業実

施を行なえるのは同協議会において他にない。従って同協議会を特名し契約の相手方とする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

城東区役所 保健福祉課（福祉） （電話番号 06-6930-9142）